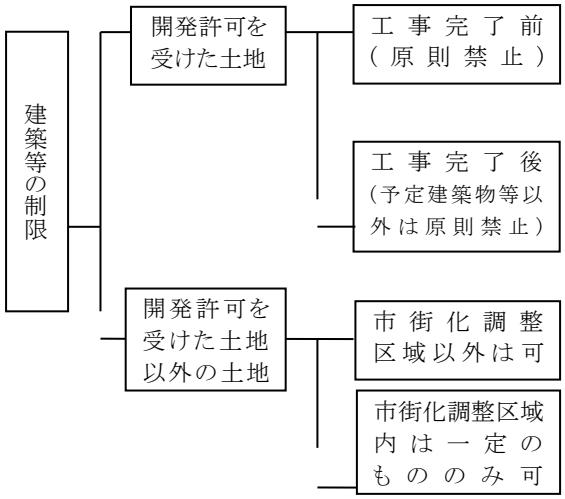

→例外　①当該開発行為に関する工事用の仮設建築物等
②都道府県知事が支障がないと認めたとき
③開発許可申請の際、工事実施の妨げとなる権利を有する者で、開発行為に同意していない者が、その権利行使として建築等をするとき

→例外　用途地域内または利便増進上もしくは環境の保全上支障がないと都道府県知事が認めて許可した場合

→できるもの　①農業、林業、漁業の用に供する建築物（法29条1項2号に該当するもの）
②駅舎その他の鉄道施設、社会福祉施設、医療施設、学校教育法による学校など公益上必要なもの（法29条1項3号に該当するもの）
③その他、法43条1項各号に該当するもの